

(10)

### 指定証記載事項等変更届出書

覚醒剤取締法第30条の5において準用する同法第12条の規定により、覚醒剤原料取扱者の指定証の記載事項に変更を生じたので、指定証を添えて届け出ます。

令和〇〇年〇月〇日

住所 東京都中央区丸の内〇-〇-〇

氏名 株式会社 鴨江薬品  
代表取締役 鴨江太郎

静岡県知事 殿

指定証の番号	第 235180000 号	指定年月日	令和●●年●●月●●日
変更すべき事項	業務所の名称		
変更前	業務所の名称	株式会社 鴨江薬品 浜松営業所	
	住所		
	氏名		
変更後	業務所の名称	株式会社 鴨江薬品 浜松支店	
	住所		
	名称		
変更の自由及びその事由の発生日	名称変更のため 令和■年■月■日		
備考	変更後 15 日以内に指定証を添えて提出すること。 変更する事項のみ記載すること。 麻薬営業者の免許と同様にお金はかからない。(⇔再交付の場合はお金がかかる)		